

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和7年6月6日から同年10月6日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和7年6月6日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 新下関パワーセンター

所在地 下関市大字石原277

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオン九州株式会社	福岡市東区香椎浜二丁目8番30号	中川 伊正
株式会社丸久	防府市大字江泊1936	田中 康男

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
駐輪場の収容台数	7台	10台

4 届出年月日

令和7年5月29日

5 変更年月日

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

令和7年5月30日